

消費税増税に伴う金額変更のお知らせ

2019年10月1日（火）から消費税が10%に引き上げられることに伴い、保険適用外のものについて、下記のとおり対応いたしますので、ご理解のほど宜しくおねがい申し上げます。

記

新消費税率の適用

（1）個室差額室料、病衣、オムツ等

2019年10月1日（火）以降のご利用分より消費税10%が適用されます。

（2）診断書料等文書料

2019年10月1日（火）以降の引渡し分より消費税10%が適用されます。

※2019年9月30日までに申し込まれた場合を含む。